

知多市特殊詐欺対策装置購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市特殊詐欺対策装置購入補助金（以下「補助金」という。）は、電話機に接続又は内蔵されている特殊詐欺対策装置の普及を促進し、深刻化する高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図るため、特殊詐欺対策装置の購入（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、特殊詐欺対策装置（以下「装置」という。）とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 自動応答録音装置 固定電話機に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器をいう。
- (2) 自動着信拒否装置 固定電話機に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器をいう。
- (3) 自動応答録音装置又は自動着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている当該年度末までに満65歳以上の年齢となる者（以下「高齢者」という。）で、次に掲げる要件のうち、第1号から第4号までを全て満たし、かつ、第5号又は第6号のいずれかに該当する者。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (3) 本人又は同一世帯に属する者が、同一の補助対象経費に対する他の補助金の

交付を受けていないこと。

(4) 前各号までの要件を満たさないことが補助金の交付を受けた後に判明した場合は、補助金を返還することについて了承すること。

(5) 一人暮らしの者

(6) 高齢者のみで構成される世帯の構成員

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、当該年度の4月1日以降に料金の支払いが完了する装置（新品かつ転売、譲渡を目的としないものに限る。）の購入に要する経費（装置の設置費を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）以下とし、5,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者が属する世帯につき1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業が完了した時は、当該年度の3月20日までに、知多市特殊詐欺対策装置購入補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し又はこれに代わる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請の受付等)

第7条 市長は、申請の受付を先着順に行う。ただし、受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、当該超過した申請分以降の申請を受理しないことができる。

(決定の通知、額の確定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付を決定する。この場合において、交付すべき補助金の額の確定は交付の決定により行ったものとみなし、知多市特殊詐欺対策装置購入補助金交付決定通知

書兼確定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第９条 規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から３０日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（交付）

第１０条 補助金は、額の確定後に交付する。

２ 補助金の交付の決定を受けた者が、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市特殊詐欺対策装置購入補助金交付請求書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第１１条 市長は、補助金の交付を受けた者が、申請時において第３条の要件を満たしていないこと又は偽りその他不正の手段により交付を受けたことを知ったときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第１２条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

（失効）

２ この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

知多市特殊詐欺対策装置購入補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

知多市長

様

申請者 住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号

知多市特殊詐欺対策装置購入補助金交付要綱第 6 条に基づき、次のとおり交付を申請します。

購入した装置	購入年月日	年 月 日
	メーカー・品名又は型番	
補助対象経費	円	
交付申請額※	円	
添 付 書 類	1 補助対象経費に係る領収書の写し又はこれに代わる書類 2 市長が必要と認める書類	

※ 補助対象経費の 2 分の 1 と 5, 0 0 0 円を比較して少ない金額（1 0 0 円未満切り捨て）

（表面）

誓約書兼同意書

以下の内容を確認の上、□にチェックしてください。

【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- ☐ 装置購入者又は同一世帯に属する者が、過去に本補助金の適用を受けていないこと。
- ☐ 愛知県暴力団排除条例（平成２２年愛知県条例第３４号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ☐ 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- ☐ 購入した装置は新品であること。
- ☐ 購入した装置を転売、譲渡しないこと。

【同意事項】 次の事項を確認し、同意します。

- ☐ 本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用すること。
- ☐ 本補助金の交付を受けるために必要な、住民登録資料、税務資料その他の公簿について、各関係機関に調査し、照会し、又は閲覧すること。

上記の事項に反する事実が判明した場合は、交付を受けた補助金を速やかに返還します。

年 月 日

氏名 _____

（裏面）

第2号様式（第8条関係）

知多市特殊詐欺対策装置購入補助金交付決定通知書兼確定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の交付を決定し、額を確定したので、知多市特殊詐欺対策装置購入補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

交 付 決 定 額 確 定 額	円
交 付 の 条 件	

第3号様式（第10条関係）

知多市特殊詐欺対策装置購入補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定及び補助金額の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

請 求 金 額					円
確 定 額					円
振 込 口 座	金融機関名				
	店 名				
	預金の種類		口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				